

告 示

埼玉県告示第九十二号

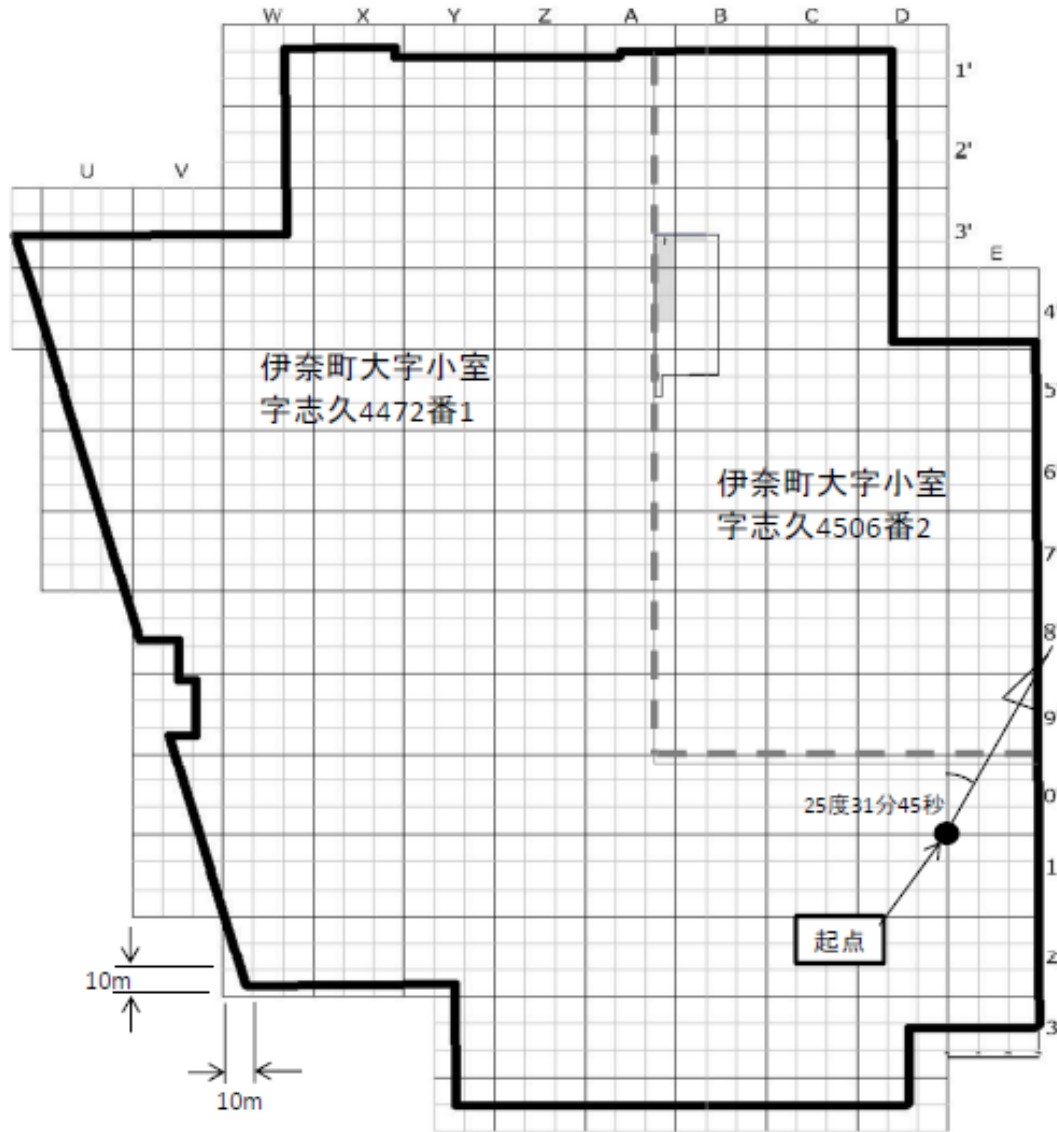
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千五百六番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



- : 敷地境界
- - - : 地番境界
- : 形質変更時要届出区域に指定する区画

起点
起点は埼玉県北足立郡伊奈町大字小室志久4472番1の既往調査起点とする
(世界測地系 X:-1174.235, Y:-18363.273)

格子の回転角度 25度31分45秒